

平成27年7月28日

下水道展15東京 事例発表

都川つれづれ日記

NPO法人
都川の環境を考える会

1

1. 二級河川 都川とは

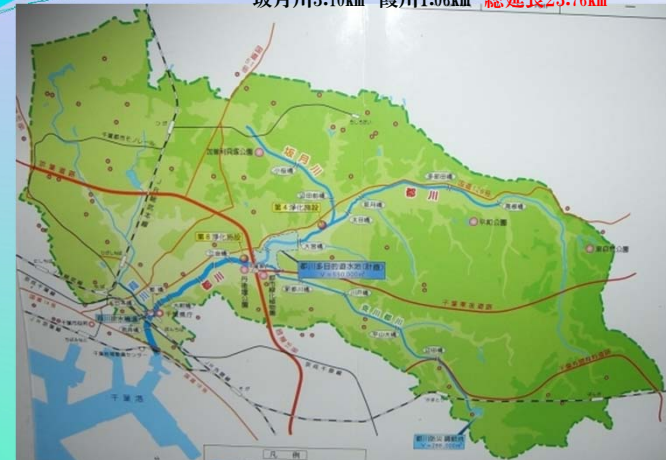
2

二級河川都川は市の中心部を流れ、
市域内のみで完結している河川

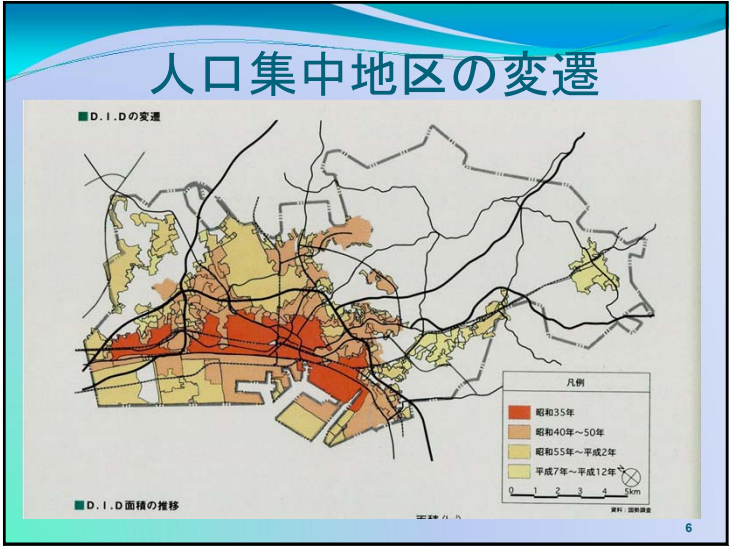


3

流域面積 71.65km² 都川本川 13.05km 支川都川6.55km
坂月川3.10km 葭川1.06km 総延長23.76km



4



2. 都川のむかしといま

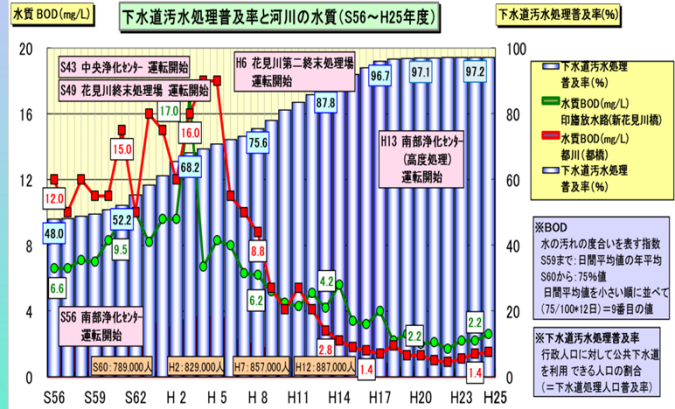
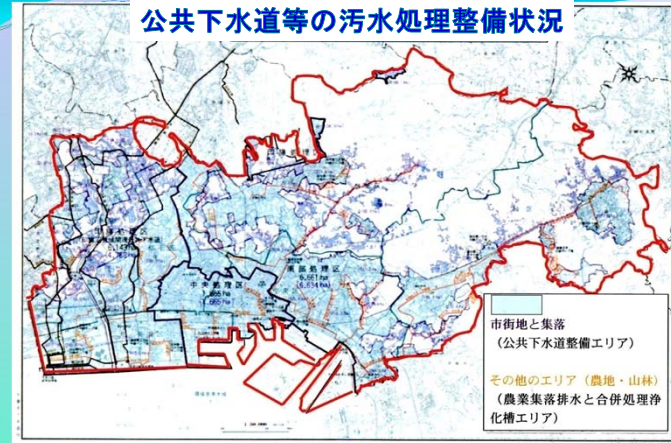
7



川やその周辺には様々な不法投棄物が散乱していた

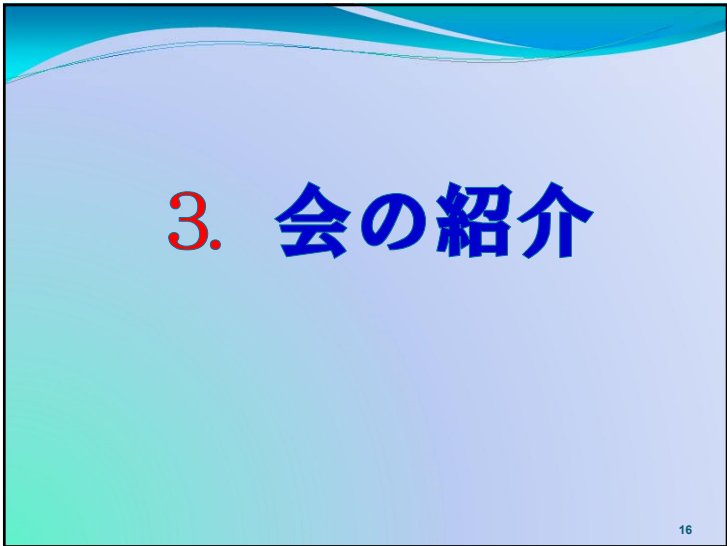


公共下水道等の汚水処理整備状況



そして今の都川





活動の始まり 昭和62年都川の支川で川清掃
(当時は一人で活動)

NPO法人の設立 平成7年

会 員 数 35名
年 齢 構 成 高校3年生~70歳代後半
活 動 範 囲 都川全域 (本川・支川都川・坂月川・葭川)

活 動 内 容 川清掃 アユの餌場・産卵場作り
生態調査 水質検査 環境学習
桜の植樹 花壇整備 稲作
休耕田の整備 イベント など

17

川清掃活動

18

生物生息空間の整備

19

水質調査・生態調査

20

環境学習



21

桜苗の植樹・花壇整備及び維持管理



22

稲作及び休耕田整備



23

アドベンチャー都川



24

都川ボランティア活動に関する協定書

都川の良好な環境空間の創出に向け、NPO法人「都川の環境を考える会(以下「甲」という。)」と「〇〇〇株式会社(以下「乙」という。)」とは、活動協力及び支援等に関し、以下のとおり協定を締結する。

- (名称)

第1条 この協定は、「都川ボランティア活動に関する協定書 以下 協定」と称する。

- (目的)

第2条 この協定は、「甲」が実施する都川の各種環境改善活動(以下「環境改善活動」という)に「乙」が活動協力及び支援等を行うことにより、都川の環境改善・保全及び創造に寄与することを目的とする。

- (定義)

第3条 この協定において、都川とは都川(本川・支川都川・坂月川及び霞川)流域全域をいう。
「環境改善活動」とは、①河川内及び周辺の清掃活動、②河川沿線の美化に向けた植樹・植栽及び維持管理活動、③各種環境教育活動(幼稚園・小学校・中学校・公民館等で行う「環境学習」や水の里公園内「田圃耕作」等)、④各種イベント等をいう。

「活動協力」とは、「甲」が行う「環境改善活動」及び「同活動目的を達成するため必要な補完事業」に対し、無報酬での労務、資機材の貸出し等をいう。

「支援」とは、「甲」が行う「環境改善活動」に対し必要な資金及び資材等の提供をいう。

- (活動協力等に対する証明書の発行)

第6条 「甲」は、「乙」からの申し出により、当NPO法人で活動協力等を実施した内容(日時・場所・活動内容・支援内容・企業名・活動者・活動状況写真等)を明示した「活動証明書」を発行する。

25

協力企業への活動証明証の発行

ボランティア活動協力証明書

〇〇株式会社
代表取締役 □□□□□ 様

御記団体は別添のとおり、都川の環境改善・保全・創造事業に活動協力したことを証明いたします。

1 活動協力日時 平成26年10月26日 日曜日(天候:晴) 9時00分～12時00分

2 活動内容 合同清掃(活動場所:都川本川 坂月橋周辺)

河川清掃事業・樹木伐採・アユ餌場産卵場作り イベント事業 環境学習事業 生態調査事業 その他

3 活動従事者 △△△△△ ◇◇◇◇◇
(敬称略)

NPO法人 都川の環境を考える会
会長 武部 功 印

26

4. 自然環境の今後

27

環境向上のための取り組み

- 今日までの行政の取り組みと、評価
- 活動団体の現状と課題
- 今後、行政と活動団体はどのような協力関係で進めていくべきか
- 切り札はあるか

28

ご静聴ありがとう
ございました